

地域生活支援拠点の機能を担う事業所となる場合の運営規程への追加項目の記載例

地域生活支援拠点の役割を担う事業所として届出を行う際には、運営規程の「運営方針」又はそれに類する条項に下記の項目を追加して下さい。

運営規程の記載例	作成に当たっての留意事項
<p>(地域生活支援拠点の機能を担う事業所)</p> <p>第〇〇条 事業所は、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成 29 年厚生労働省告示第 116 号）」に規定する地域生活支援拠点として次の機能を担う。</p> <p>(1) 相談支援 緊急の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録の上、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急事態等に必要な相談等の支援を行う機能</p> <p>(2) 緊急時の受入れ 短期入所等を活用した緊急時の受入体制及び医療機関への連絡等必要な対応を行う機能</p> <p>(3) 体験の機会・場 障害福祉サービスの利用及び一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能</p> <p>(4) 専門的人材の確保・養成 専門的な対応の体制確保及び専門的な人材の養成を担う機能</p> <p>(5) 地域の体制づくり 地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保及び地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能</p>	<p>※短期入所事業所が地域生活支援拠点を担うとして届出を行う場合には、(2)(3)の機能を担うことを運営規程に記載をお願いします。</p> <p>※居宅介護事業所が地域生活支援拠点を担うとして届出を行う場合には、(2)の機能を担うことを運営規程に記載をお願いします。</p> <p>※通所事業所、グループホームが地域生活支援拠点を担うとして届出を行う場合には、(3)の機能を担うことを運営規程に記載をお願いします。</p>

※上記の運営規程は、記載例であり、各事業所の応じた規程とし、内容を理解した上で作成してください。